

平成18年第2回竜王町議会定例会（第1号）

平成18年6月5日

午前11時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（第1日目）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第49号 専決処分につき承認を求めることについて  
(竜王町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 議第50号 専決処分につき承認を求めることについて  
(竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議第51号 専決処分につき承認を求めることについて  
(竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 議第52号 専決処分につき承認を求めることについて  
(平成18年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号))
- 日程第 7 議第53号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第54号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第55号 竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例  
の一部を改正する条例
- 日程第10 議第56号 平成18年度竜王町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議第57号 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補  
正予算(第1号)
- 日程第12 議第58号 平成18年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算(第2  
号)
- 日程第13 議第59号 平成18年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議第60号 平成18年度竜王町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議第61号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更について
- 日程第16 議第62号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について
- 日程第17 議第63号 滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第18 議第64号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について

- 日程第 19 報第 1 号 平成 17 年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 20 報第 2 号 平成 17 年度竜王町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 21 議員派遣について



開会 午前11時00分

○議長（中島正己） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は12人です。よって定足数に達していますので、これより平成18年第2回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） 皆さん、おはようございます。平成18年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご繁忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

はじめに、今回、人事異動で課長も一部替わっておりますので、よろしく願いたいと思います。

植え付けられました田園の早苗も、日一日と緑の濃さも増してまいりました。今日この頃でございます。議員各位には、日々、議会活動にご精励をいただいておりますとともに、町政運営に格段の深いご理解とご協力を賜っておりますことに、重ねてお礼を申し上げる次第であります。

三位一体の改革により、地方への歳出削減を行おうとしている国に対し、地方6団体と地方分権推進連名による「地方自治危機突破総決起大会」が去る5月31日に開催されました。その中で、根拠なき地方交付税の大幅な削減が進められるならば、地方財政の危機的な事態に陥り、医療・福祉・教育など住民生活に重大な影響を及ぼし、地方自治の運営そのものが立ち行かなくなるということから、6点のスローガンを決議されたところであります。

このようなことから、我々自治体も地方分権改革をしっかりと取り組み、自主・自立した行財政運営に傾注しなければなりませんので、議会の皆さん方の格段のご支援とご協力をお願いいたします。

本日提案させていただきます案件は、専決処分4件、条例改正3件、一般会計補正予算・特別会計補正予算4件、規約改正4件、繰越明許費繰越計算書の報告2件であります。なお、会期中に追加提案といたしまして、工事請負契約の締結について1件であります。以上19件を提案させていただく予定でございますので、議員の慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのごあいさつといたします。

○議長（中島正己） これより、本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の

規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願ひいたします。  
なお、説明は省略いたしますので、ご了承願ひます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~○~~~~~

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中島正己） それでは、日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 118 条の規定により、7 番 若井敏子議員、9 番 辻川芳治議員  
を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第 2 会期の決定

○議長（中島正己） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 6 月 19 日までの 15 日間  
といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から  
6 月 19 日までの 15 日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により  
会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをよろしくお願ひ申し上げ  
ます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

- |       |         |                                                                 |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 日程第 3 | 議第 49 号 | 専決処分につき承認を求めることについて<br>(竜王町税条例の一部を改正する条例)                       |
| 日程第 4 | 議第 50 号 | 専決処分につき承認を求めることについて<br>(竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)                 |
| 日程第 5 | 議第 51 号 | 専決処分につき承認を求めることについて<br>(竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)             |
| 日程第 6 | 議第 52 号 | 専決処分につき承認を求めることについて<br>(平成 18 年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算(第<br>1 号) ) |
| 日程第 7 | 議第 53 号 | 竜王町税条例の一部を改正する条例                                                |
| 日程第 8 | 議第 54 号 | 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例                                          |

|        |        |                                       |
|--------|--------|---------------------------------------|
| 日程第 9  | 議第 55号 | 竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 10 | 議第 56号 | 平成18年度竜王町一般会計補正予算(第1号)                |
| 日程第 11 | 議第 57号 | 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)  |
| 日程第 12 | 議第 58号 | 平成18年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算(第2号)        |
| 日程第 13 | 議第 59号 | 平成18年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第1号)           |
| 日程第 14 | 議第 60号 | 平成18年度竜王町水道事業会計補正予算(第1号)              |
| 日程第 15 | 議第 61号 | 滋賀県自治会館管理組規約の変更について                   |
| 日程第 16 | 議第 62号 | 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について               |
| 日程第 17 | 議第 63号 | 滋賀県市町村職員退職手当組規約の変更について                |
| 日程第 18 | 議第 64号 | 滋賀県市町村交通災害共済組規約の変更について                |
| 日程第 19 | 報第 1号  | 平成17年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書について           |
| 日程第 20 | 報第 2号  | 平成17年度竜王町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について      |

○議長(中島正己) 日程第3 議第49号から日程第18 議第64号までの16議案および日程第19 報第1号・日程第20 報第2号の2報告についてを、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

○町長(山口喜代治) ただいま一括上程をいただきました議第49号から議第64号までの16議案および報第1号と報第2号の2報告につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。まず、議第49号から議第64号までの16議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第49号、竜王町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地法自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ったものでございまして、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

ご承知いただいておりますとおり、今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布され、そのうちの一部につきまして同4月1日から施行されたことに伴いまして、竜王町税条例の一部を改正させていただきたいものでございます。

地方税制の改正にあたりましては、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、とりまとめられたものでございます。主な内容を申し上げたいと存じます。

まず町民税でございますが、個人町民税の非課税の範囲につきまして、均等割の非課税限度額で控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算額を 17 万 6,000 円から 16 万 8,000 円に引き下げ、所得割の非課税限度額におきましても、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算額を 35 万円から 32 万円に引き下げるものでございます。

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律に関連し、条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を追加するものです。

固定資産税でございますが、平成 19 年度または平成 20 年度までにおける土地の価格の特例として、下落修正措置の適用年度を延長するものでございます。

また、宅地等に対して課する平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度の固定資産税の特例の適用年度を延長し、負担水準が低い土地に係る負担調整措置の簡素化と下限の設定を行うものでございます。新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、耐震改修された既存住宅に係る減額措置を追加するものです。以上、専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議第 50 号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして専決処分を行ったものでございまして、同条第 3 項の規定によりご報告申し上げ、議会の承認を求めらるるものでございます。

ご承知いただいておりますとおり、今回の条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成 18 年 3 月 31 日に公布され、そのうち一部につきまして同 4 月 1 日から施行されたことに伴いまして、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正させていただいたものでございます。

ご承知いただいておりますとおり、平成 12 年度から介護保険制度が創設されまして、国民健康保険税の税額は、基礎課税額と介護納付金課税額の合計額になるわけでございますが、今回の改正は、介護納付金課税額に係ります課税限度額を 8 万円から 9 万円に引き上げるものでございます。当然のことでございますが、

国民健康保険税額の減額をした場合につきましても、介護納付金課税額に係りま  
す課税限度額を8万円から9万円に引き上げるものでございます。

こうした改正の結果、国民健康保険税の基礎課税額と介護納付金課税額の合計  
最高額は、62万円となるものでございます。

また、公的年金等控除額の見直しにより、国民健康保険税に係る所得割額の算  
定の特例として、平成18年度分については13万円、平成19年度分について  
は7万円を、それぞれ総所得金額から控除するものであります。

また、国民健康保険税の軽減判定の所得の算定におきまして、平成18年度分  
については28万円を、平成19年度分については22万円を、総所得金額から控  
除するものであります。

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法  
律に関連し、条約適用利子等および条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税  
の特例を設けたものであります。以上、専決処分をさせていただいたものでござ  
います。

次に、議第51号、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分  
を行ったものでありまして、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、議会の承  
認を求めるものでございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償につきましては、非常勤消防団員等に係る損  
害補償の基準を定める政令の基準に従い市町村の条例で定めることとなってお  
りますが、今般、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を  
改正する政令（平成18年政令第65号）が平成18年3月27日に公布、同年  
4月1日から施行されたことに伴い、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部  
を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団  
員等に対する損害補償に係る補償基礎額および介護補償の額の改定を行う必要  
による改正でございます。

なお、この政令によります改正後の規定は平成18年4月1日より適用されま  
すことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議第52号、平成18年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第  
1号）の専決処分について、提案理由を申し上げます。本議案は、地方自治法第  
179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございまして、同条第3項

の規定によりご報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

平成18年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が8億6,200万円でございます。補正予算（第1号）として歳入歳出それぞれ3,182万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,382万7,000円とさせていただいたものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、平成17年度におきまして老人保健医療事業特別会計の歳入歳出決算が、医療費にかかる支払基金交付金・国庫負担金および県負担金の歳入不足によりまして赤字となりますことから、地方自治法施行令第166条の2の規定によりまして、翌年度歳入の繰上充用を行い、次年度に赤字を持ち越さないこととするものであります。

歳入では、平成18年度に精算予定の支払基金交付金の医療費交付金が816万2,000円、審査支払手数料交付金が4万4,000円、国庫支出金の医療費負担金が1,928万3,000円、県支出金の医療費県負担金が433万8,000円のそれぞれ増額補正でございます。

歳出では、前年度繰上充用金が3,182万7,000円の増額でございます。

次に、議第53号、竜王町税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。本日提案させていただきました一部改正条例は、今年3月に地方税法等の一部を改正する法律が公布されましたことに伴います竜王町税条例の一部改正でございます。

主な改正の内容を申し上げます。三位一体改革の一環としての国庫補助負担金改革の結果を受け、所得税から個人住民税への恒久措置として、本格的な税源移譲を行う改正が行われたところであります。

まず、第34条の2は所得控除ですが、近年、地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、災害時における将来的な国民負担の軽減を図る観点から、「損害保険料控除額」に変え「地震保険料控除額」とするものであります。

次に、第34条の3では、町民税の所得割の税率でございますが、区分に応じ現行3段階による税率ですが、今回、一律6%に改正するものであります。

第34条の6は、所得税と町民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、町民税において減額措置を行う調整控除を設けるものであります。

第34条の8では、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除につきまして、

税源移譲後の県民税と町民税の税率割合等の変更に伴う配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を算出する際に乗じる率を100分の68から5分の3に変更するとともに、所得割の額から控除することができなかつた金額がある場合の充実に係る所要の規定の整備でございます。

次に、第95条はたばこ税の税率であります。1,000本当たり2,743円を3,064円に改正するものであります。ただし、付則の規定により、当分の間3,298円とするものであります。

また、所得割で住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、平成20年度から平成28年度までの個人の町民税に限り、住宅借入金等特別税額控除を設けるものです。

本則の附則の改正につきましては、町民税の課税の特例で、税源移譲後の町民税の税率割合等の変更でございます。

また、準用規定を実質的な規定に変更したことによる地方税法の引用条項のずれに係る所要の規定の整備でございます。

付則では、施行日と町民税、固定資産税、町たばこ税の経過措置について、新条例施行に関します経過措置等を定めております。

次に、議第54号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。本一部改正条例は、地方税法より引用している条項がずれたことに伴います条文整備でございます。

次に、議第55号、竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回改正いたします竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の基準となっております消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第66号）が、平成18年3月27日に公布、同年4月1日に施行され、こうしたことから、竜王町消防団員の処遇改善を図るために、退職報償金の支払額の引き上げを行うものであります。

改正をいたします別表中、改正後の額は、改正前の額にそれぞれ2,000円を引き上げ、改正させていただくものであります。

次に、議第56号、平成18年度竜王町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。議第56号、平成18年度竜王町一般会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が47億7,800万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ1,730万円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47 億 9,530 万円といたしたいもの  
でございます。補正予算の内容につきましては、後ほど担当課長から説明させま  
す。

次に、議第 57 号、平成 18 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。議第 57 号、平成  
18 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）につ  
きましては、現在お認めいただいております当初予算額が 7 億 3,300 万円ござ  
います。今回、総額に歳入歳出それぞれ 139 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算  
の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 3,439 万 6,000 円といたしたいものでござ  
います。

補正予算の主な内容といたしましては、国民健康保険制度改正を踏まえ  
ました電算システム改修にかかるもので、歳入予算では、その他繰越金の増額、  
歳出予算では、電算システム改修費として総務管理費で国保システム変更委託料の増額、  
被保険者医療情報等のデータ送信料として保健事業費で通信運搬費の増額をお  
願いするものでございます。

次に、議第 58 号、平成 18 年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第  
2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。議第 58 号、平成 18 年度竜王  
町老人保健医療事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、現在お認めを  
いただいております当初予算額に、専決処分いたしました補正第 1 号の額を合わ  
せた総額は 8 億 9,382 万 7,000 円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ  
71 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 9,454 万  
1,000 円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、老人医療制度改正を踏まえ  
ました電算システム改修にかかるもので、歳入予算では、一般会計繰入金  
の増額、歳出予算では、電算システム改修費として総務管理費で老健システム  
変更委託料の増額をお願いするものでございます。

次に、議第 59 号、平成 18 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
につきまして、提案理由を申し上げます。議第 59 号、平成 18 年度竜王町下  
水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、現在お認めを  
いただいております当初予算額が 8 億 8,700 万円でございます。今回、歳出  
予算について組み替えをいたしたいものでございます。

補正予算の内容は、岡屋地先の下水道工事において特殊工法が必要とな  
りますことから、これに伴う設計・施工監理業務を財団法人滋賀県建設技術  
センターに

委託するため、管渠築造費の特環公共下水道設計管理業務委託料の増額、需用費、工事請負費、補償補填及び賠償金のそれぞれ減額をお願いするものでございます。

次に、議第60号、平成18年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。平成18年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、予算の第4条で定めました資本的収入および支出について、現在お認めをいただいております既決予算額が、収入1億4,880万円、支出1億9,468万8,000円でございます。今回、予定額を収入・支出それぞれ1,000万円増額し、収入の予定額を1億5,880万円に、支出の予定額を2億468万8,000円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の内容は、山中地先の県水配水池に設置しております流入バルブの故障により、これの交換を行うにあたり、収入では企業債を、支出では建設改良費工事請負費をそれぞれ増額するものでございます。

また、これに伴い、第2条で定めております主要な建設改良事業の配水管布設替工事等の事業費を増額し1億6,530万円に、第5条で定めております企業債の限度額を1,000万円増額し、1億1,800万円とさせていただくようお願いするものでございます。

以上、議第49号から議第60号までの12議案について提案理由を申し上げたところでございますが、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

**○議長（中島正己）** 青木総務課長。

**○総務課長（青木 進）** ただいま町長から提案理由の説明があったわけですが、議第56号、平成18年度竜王町一般会計補正予算（第1号）の内容について、お手元配付の議案説明資料の84ページ、補正予算の概要により説明をさせていただきます。また、歳入歳出補正予算に関する説明書もご参照をお願い申し上げます。

平成18年度竜王町一般会計予算の総額は、お認めいただいております当初予算額が47億7,800万円で、今回、補正予算（第1号）として歳入歳出それぞれ1,730万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9,530万円とするものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、まず、歳入予算では、薬師地先の用水路に設置されておりますゲートの補修に係る小規模土地改良事業地元分担金が34万円、県補助金が21万円のそれぞれ増額、国民年金保険料未納者対策として、

市町村から社会保険事務所へ加入者の所得情報を提供するための電算システム変更経費に係る基礎年金等事務交付金が124万9,000円の増額、平成15年度より両小学校において取り組んでおります田んぼの学校推進事業費県補助金が20万円の増額、今年度、竜王西小学校が調査研究委託校に指定されたことによります心のオアシス相談員派遣事業県委託金が33万5,000円の増額、福島 茂様から地域福祉のため、喜楽鋳業株式会社様から地域振興のためとして寄付をいただきましたことから、一般寄付金として370万円の増額、前年度繰越金が1,086万6,000円の増額、町広報5月号より紙面への広告掲載を実施いたしましたことに伴い、広報広告掲載料40万円の増額などがございます。

次に、歳出予算の主なものとしたしましては、戸籍の電算化に伴い、庁舎電算室のセキュリティ強化対策として、入退室時の個人認証システムの導入を中心とした改修工事が330万円の増額、近江八幡市・野洲市とともに進めております篠原駅周辺都市基盤整備事業の基本設計に係る負担金が460万円の増額、10月1日より実施が見込まれております老人医療制度改正に伴う老健システム変更のため、老健特別会計繰出金が71万4,000円の増額、県の福祉医療制度が乳幼児の医療費について就学前まで拡大されたことに伴う福祉医療システム変更委託料が253万6,000円の増額、国民年金未納者対策として所得情報の社会保険事務所への提供が必要となり、電算国民年金システム変更委託料が125万円の増額、介護保険用インパクトシリアルプリンタ購入費62万8,000円の増額、児童手当制度の改正により支給対象が小学校修了前まで拡大されるとともに、所得制限が緩和されたことに伴い、児童手当システム変更委託料42万円の増額、田んぼの学校推進事業委託料が20万円の増額、薬師地先の用水路ゲート補修により土地改良施設維持補修工事が69万1,000円の増額、ドラゴンハット内設置の自動火災報知器について故障により修繕の必要が生じたことから、総合運動公園自動火災報知設備修繕が119万7,000円の増額、不登校問題をはじめ小・中学校の児童・生徒の悩みや不安・ストレスの要因を取り除くため、両小学校および中学校に配置している心のオアシス相談員について、今年度、竜王西小学校が調査研究委託校に指定されたことから、増員分の報償費として33万5,000円の増額、竜王西所小学校のトイレ修繕が40万5,000円の増額などがございます。

以上、誠に簡単ではございますが、平成18年度竜王町一般会計補正予算（第1号）の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

○町長（山口喜代治） 続きます、議第61号から議第64号までの4議案につきまして、提案理由を申し上げます。議第61号、滋賀県自治会館管理組合規約の変更について、議第62号、滋賀県市町村職員研修センター組合規約変更について、議第63号、滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について、および議第64号、滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更についての4議案につきましては、各組合規約一部改正でございます、一括して説明させていただきます。

ご承知のとおり、それぞれの組合については県下各市町で構成されているところでございます。議第61号、滋賀県自治会館管理組合規約の変更、議第62号、滋賀県市町村職員研修センター組合規約の変更および議第64号、滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更につきましては、ご高承のとおり、その構成団体であります滋賀郡志賀町が市町の廃置分合に伴い平成18年3月20日付けで廃され、その区域を大津市に編入されたところでございます。

また、第63号、滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、平成18年3月31日をもって東浅井郡広域行政組合および伊香郡消防組合が本組合から脱退され、同年4月1日から湖北地域消防組合が本組合に加入されるところでございます。

このことに伴いまして、それぞれの組合規約の一部を変更する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項の規定により組合構成団体の議会の議決を要しますことから、ご提案申し上げます。

改正内容につきましては、各組合における構成団体にかかる規定の改正および組織する構成団体の数の増減による改正でございます、別表の改正によるものでございます。

続きます、報第1号および報第2号につきまして、ご報告いたします。

報第1号、平成17年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書および報第2号、平成17年度竜王町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告申し上げます。

本繰越明許費繰越計算書の内容につきましては、去る3月定例議会において、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費としてお認めをいただきました平成17年度の繰越明許費にかかるものでございます。

一般会計では、高齢者福祉施設等整備事業4,000万円、町単独道路橋梁改良事

業7,951万円、土砂災害情報相互通報システム整備事業2,000万2,000円を繰り越しさせていただきました。

高齢者福祉施設等整備事業につきましては、施設設置予定地の選定にあたり、地元および関係機関との協議に時間を要しましたことから、町単独道路橋梁改良事業につきましては、民間施設建設の関係から地元協議が遅れたため、土砂災害情報相互通報システム整備事業につきましては、システム開発にかかる県との協議に時間を要したため、それぞれ年度内完了が困難となり、繰り越すことになったものでございます。

下水道事業特別会計では、竜王町特定環境保全公共下水道事業が1,180万円を繰り越しさせていただきました。これは、マンホールポンプ工事の繰り越しで、排水を受けます民間建築主との協議に時間を要したことから、繰り越すことになったものでございます。

今後におきましては、早期に完了できるよう努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、報告といたします。

以上をもちまして、議第49号から議第64号までの16議案および報第1号と報第2号の2報告すべてにつきまして、順を追って提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第19 報第1号および日程第20 報第2号について質疑がありましたら、これを認めることにいたします。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（中島正己）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第19 報第1号および日程第20 報第2号の報告を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

#### **日程第21 議員派遣について**

**○議長（中島正己）** 日程第21 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思ひます。なお、緊急を要する場合は議長においてこれを決定いたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（中島正己）** ご異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたし

ました。なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午前11時48分